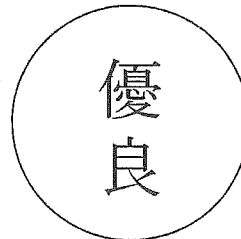


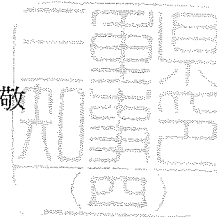
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号
氏 名 株式会社利昌
代表取締役 平良 静雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 平成27年 8月31日
許可の有効年月日 平成34年 6月30日

NO COPY

再複写無効

1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上4種類

(積替え・保管を除く。)

汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、
金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上12種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

所在地及び面積 三重県津市安濃町妙法寺518番地 36.0㎡

廃棄物の種類 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、
廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。) 以上4種類

積替えのための保管上限(産業廃棄物ごとの面積)

(以下裏面)

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）	4. 0 m ³	(10. 4 m ²)
廃油	6. 0 m ³	(15. 2 m ²)
廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）	2. 0 m ³	(5. 2 m ²)
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）	2. 0 m ³	(5. 2 m ²)

積み上げることができる高さ ー

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8年12月 3日	新規許可
平成 9年 9月22日	変更許可
平成13年12月 3日	更新許可
平成16年 8月 5日	変更許可
平成18年12月 3日	更新許可
平成23年12月 3日	更新許可
平成27年 7月 1日	更新許可、優良認定
平成29年 9月19日	事業範囲の表記変更による書換

5. 積替え許可の有無

無

市名 ー

許可番号 ー

6. 規則第10条の9第2項の規定による許可証の提出の有無

有